

Ⅰ 支援体制整備

1 普及啓発 R4年度～

ヤングケアラーの認知度向上を図るため、区民向け啓発物を作成・配布するとともに、引き続き区HPの運営、ポスター等の印刷・配布・掲出を行う。

2 人材育成 R4年度～

ヤングケアラーを早期把握し適切な支援につなげるため、関係職員等への研修、相談支援事業を集約した支援者用リーフレットを作成し配布する。

3 連携推進 ※R5年度拡充

支援体制等の検討や連携強化を図る「ヤングケアラー支援対策関係者連絡会」を設置し運営する。また、具体的な支援策検討等を行う「作業部会」と個別支援検討等を行う支援ネットワーク登録機関で構成する「支援ネットワーク会議」を設置する。

4 地域福祉コーディネーターの機能強化 ※R5年度拡充

地域福祉コーディネーターがヤングケアラーを地域の支援機関へ伴走支援をする際、子どもの精神面を踏まえた助言が受けられる体制を整える。

5 家庭支援ヘルパー派遣 R4年度～

家庭支援ヘルパーを派遣し家事支援等の側面的サポートを行い、ヤングケアラーの孤立を防ぎ、負担軽減を図る。

6 スクール・シャワー等への支援 R4年度～

ヤングケアラーを含め、家庭に課題や困難を抱える児童・生徒に対し、SSWが関係機関と連携して支援する。

7 ヤングケアラー地域サポート事業 ※R5年度新規

7-1) 家事支援・送迎支援

子ども応援サポート室が把握したヤングケアラーがいる要支援家庭が、公的サービスにつながるまでの間、以下の有償ボランティアによる事業の利用料・交通費実費を一定期間無償にすることで、家族以外によるケアを体験し、サービス利用のきっかけをつくる。

- 家事支援（いきいきサポート／社会福祉協議会実施）
- 送迎支援（ファミリー・サポート・センター事業／区委託事業）

※これらの事業を対象家庭が利用できるよう事業拡大する。

7-2) レスパイト

障害者の親をもつ子どもを支援する団体が運営するレスパイト事業の利用料を助成する。

8 ヤングケアラーに係る外国語通訳派遣事業 ※R5年度新規

家族の外国語対応が必要なため、その通訳を担わざるを得ないヤングケアラーがいる家庭に、通訳アプリを導入したタブレット端末を貸し出し、ケア負担の軽減を図る。

Ⅱ 本人及び家庭支援

ヤングケアラー支援ネットワークの形成

支援者・地域による“顔の見えるネットワーク”を形成し、連携してヤングケアラーを支援

ヤングケアラー支援対策関係者連絡会

推薦

支援ネットワーク会議
(個別支援の連携・検討)

作業部会
(支援策の検討)

地域活動
の運営団体

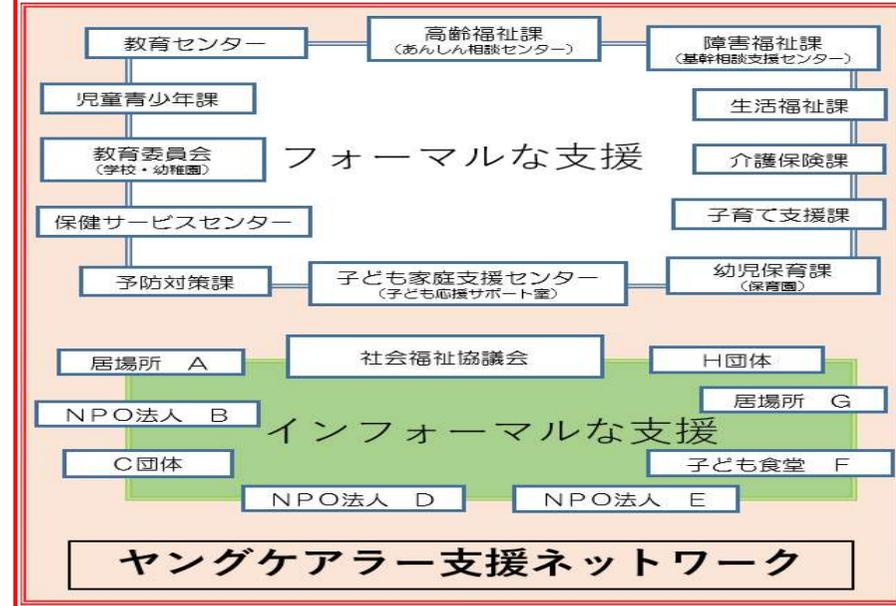
会議
参加

公的な
相談支援機関

登録

ヤングケアラー支援ネットワーク

「ヤングケアラー支援対策関係者連絡会」の委員が推薦する地域の支援機関・団体をヤングケアラー支援機関として登録し、区の相談機関とともに顔の見えるネットワークを形成し、連携して支援する。



ヤングケアラー支援ネットワーク